

第4回 iPS 細胞研究 WG（非公開部分）議事概要（案）

平成 20 年 4 月 10 日
i P S 細胞研究 WG
（4 月 10 日会議後訂正版）

i P S 細胞研究 WG 第 1 次取りまとめに向けての座長提案について、以下のよう
な議論が行われた。

1. i P S 細胞研究、E S 細胞研究の規制について

- ・ 関係府省より、E S 細胞研究の規制の現状についての説明。
- ・ i P S 細胞研究を促進する観点から、基盤となる E S 細胞研究についても促進する必要があることについては、意見が一致した。
- ・ そのため、E S 細胞の分化誘導研究などの使用研究の際の手続きの緩和について要望があったが、この問題について、検討する必要があるとの点で意見が一致し、生命倫理専門調査会で検討して頂くことをワーキンググループとして、要望することが了承された。

2. 医療技術の特許化及び、その現状について

- ・ 特許庁より、国内外の医療行為の特許保護の現状について説明。
- ・ i P S 細胞研究推進のための医療技術の知的財産権保護について議論。
- ・ i P S 細胞研究に関連する先端医療技術に対する知的財産権保護のあり方については、どのようにすることが日本としての得策であるかということについて検討する必要があるとの点で意見が一致し、知的財産戦略専門調査会で検討していただくことをワーキンググループとして要望することが了承された。

3. i P S 細胞に関する知的財産の確保に向けて

- ・ 京都大学より、知的財産の確保にむけての現状について説明